参考資料４

ヒアリングにおける図書館等関係者・権利者の意見概要
【図書館資料の送信サービス（法第３１条第１項第１号関係）】

１．見直しの方向性について

【図書館等関係者】

○ 資料の貸出を行っていない当館としては、公衆送信権の権利制限規定の追加を強く希望する（第３１条第３項後段についても同じ。）。（国立国会図書館）

○ デジタル化資料の利用を希望する利用者が増加しており、レファレンス調査に利用するケースも増えている。今回の制度の見直しは、図書館サービスの可能性を広げるものと考えられる。権利者の利益の侵害、データ流出及び不正利用には反対であるため、権利者、利用者及び図書館のいずれにとっても価値のある制度設計が望ましい。（日本図書館協会）

○ 大学図書館は遠隔授業のほか、在宅での授業準備や在宅学習への支援への対応が重要となることから、法第３１条第１項第１号の改正により、図書館が図書館資料のコピーを利用者に電送可能とすることを支持する。なお、図書館間の電送ではなく、直接利用者へ電送できる制度であることが重要。（国公私立大学図書館協力委員会）

○ 美術館図書室では一般の商業流通ルートで入手困難又は入手不可の美術館刊行物（展覧会カタログ、研究紀要、館報等）を多数所蔵しており、それらの資料は国立国会図書館に未所蔵の場合もよくある。そうした資料については、国内外の美術館等からメールで複写依頼を寄せられることがあるため、メール等の電子媒体でのコピー送信が可能になれば、より少ない手間で迅速に対応することが可能となり、利用者の利便性向上にもつながると思われる。（全国美術館会議）

○ 情報のＩＴ化の進展に伴い、また今般のコロナ禍においても、著作物情報のデジタル化と活用についての利用者からのニーズは増えている。権利制限規定のデジタル化・ネットワーク化への対応は、博物館界としても歓迎すべき方向と捉えている。今後の検討に際しては、権利者の利益保護の担保を前提としつつ、利用者の利便性向上とともに、現場での運用基準の明瞭化による業務の円滑化と効率化が図れる制度設計を望みたい。（日本博物館協会）

○ （アメリカと比較した場合､）日本は専門書のデジタル版が普及しておらず、図書館の文献複写も紙でしか利用できないことで、文献利用の利便性に圧倒的な違いがある。図書館資料のコピーをメール等で送信可能にすることへのニーズは極めて高い。（図書館休館対策プロジェクト）

【権利者】

○ 図書館資料へのタイムリーなアクセスが実現するよう早期に諸課題が整理されることに期待する一方、円滑な利用と権利保護のバランスには十分な配慮ができるよう、具体的にどのような利用にニーズがあるか明確化し、既存市場を害さないための方策を十分に検討の上、結論を出してほしい。（学術著作権協会）

○ デジタルデータでの利用は、例えば音声読み上げ機能を利用できるなど、社会的に大変有益と考える。このため、著作権者の権利を不当に害さないような乱用防止措置を講じることを前提とすれば、権利制限は否定されない。（日本写真著作権協会）

○ 制度目的に合致しない、不正な利用を誘引する可能性があることに注意すべき。また、送信サービス自体が、文献サービス業者や著作権等管理事業者の事業とも正面から競合し得る。簡便性によって利用が拡大すれば、出版物の購入に代えてこのようなサービスが急激に拡大する可能性も否めず、著作者や出版者のみならず、書店等、出版流通に現在携わっている事業者への影響も甚大である。（日本書籍出版協会・日本雑誌協会）

○ 図書館資料の送信サービスについては、コロナ禍でのニーズがあること、デジタル・ネットワーク技術の発展を踏まえて課題となっていることは理解しているが、既存ビジネスに影響を及ぼしかねないという観点から、現段階では、時間をかけて慎重な検討を進めてほしい。（日本新聞協会）

○ 現に販売されている書籍・雑誌も対象となり、作者・出版社に直接大きな影響を与えるため、実施について強く反対。仮に制度導入をするのであれば、その対象著作物を研究目的のために利用される学術書掲載の著作物に限定し、楽しみのために読まれることを目的とした一般書籍は除外すべき。（日本美術著作権連合）

○ コロナ禍による図書館の閉館、遠距離、病気等の理由により図書館に赴くことが困難な利用者に、ＩＤ 等を付与して限定的に送信するなどの方法をとるべき。著作権者の中には電子化を認めない方もいることから、オプトアウトの意思表明ができない権利制限は望ましくない。国立国会図書館での出版社や権利者をまじえた定期協議の活用で、緊急事態には対応が十分可能。（日本文藝家協会）

○ 従来は「現物を特定の場所に出向いて利用する」という物理的な制限がかかっていることで、著作物の市場への影響を適度に保ってきた。単にデジタル化を理由として権利制限を拡大すれば良いものではなく、利便性向上に見合った補償金制度などと並行して検討される必要がある。また、複製等の技術的制限など課題も多い。そもそも図書館がそこまでのサービスをする必要があるかも含め慎重に議論を進めてほしい。（日本漫画家協会）

２．検討に当たっての主な論点について

（１）送信の形態

【図書館等関係者】

○ ＦＡＸやメールでの送信に限定せず、データ化された複製物を利用者が自宅等からダウンロードできるような、柔軟な規定を望む。（国立国会図書館）

○ ＦＡＸやサーバーへのアップは運用コストが高いため、最も簡便なメール送信を含めることが望ましい。（日本図書館協会）

○ 送信の形態やデータの流出防止措置を法令で規定することは、ＩＣＴ分野の発展が非常に速いこともあり、硬直化を危惧する。細かな条件については何らかの形で検討の場を設けて適宜修正することが現実的。（国公私立大学図書館協力委員会）

○ メール等での利用は必須。（日本博物館協会）

【権利者】

○ 利用者が文献をオンラインで閲覧できることに留めるのであれば、補償金制度構築の上で制限規定の範囲内として問題ないと考えるが、図書館から利用者に対してオンラインで何らかの方法で文献のデータを直接提供する場合（利用者が図書館に物理的に訪問し、文献をピックアップする必要がない場合）には、ライセンス契約によるべきである。（学術著作権協会）

○ 小部分や「購入に代わる程度」といった条件を明確化することで、権利者への不利益を予防すべき。（学術著作権協会）

○ 少なくともＩＤ・パスワードで管理されたサーバーへのアップロードや二次的な複製等を技術的に禁止する措置を講じた上でのメール送信など、セキュアな環境を整備することを条件付けるべき。システムおよびその運用についてのデータセキュリティ、プライバシーポリシー等はグローバルスタンダードに準拠すべき。（学術著作権協会）

○ ＦＡＸ利用で足りると考える。メール等でのデータ送信では、送信先で容易にデータの共有や複製、再利用が行われることになり、制度趣旨を大きく逸脱する可能性がある。仮に、図書館から電子データの提供を容易に受けられるようになった場合、そのデータを流用した海賊版の作成も容易になることが懸念される。（日本書籍出版協会・日本雑誌協会）

○ 新しい送信の形態として図書館から電子データの送信がなされると、その電子データが当該利用者以外に複数複製・拡散されることが強く懸念される（複数複製され拡散されることを防止する法的、現実的対処手段は存在しない）。現に販売されている書籍雑誌の電子データが複製・拡散されれば、書籍・雑誌販売に深刻な影響が生じる。（日本美術著作権連合）

○ サーバーにアップロードしてデータ送信する場合には、受信は１回に限定し、利用者により受信された後は、直ちに(自動的に)削除されることが前提となる。（日本美術著作権連合）

○ コロナ禍による図書館の閉館、遠距離、病気等の理由により図書館に赴くことが困難な利用者に、ＩＤ 等を付与して限定的に送信するなどの方法を

とるべき。（日本文藝家協会）

○ データが転送・プリントアウトされる可能性がある送信形態でないことの担保が必要。また、短編集やアンソロジーなどを送信する場合、１作品全文のダウンロードを可能とすべきでない。（日本文藝家協会）

○ 漫画という分野が研究目的で大量にかつ全体として複製や公衆送信が必要であるケースが想起しにくく、必要最小限の範囲で設定すべき。（日本漫画家協会）

（２）補償金請求権

【図書館等関係者】

○ 現行法下で権利制限規定に基づき、無償での利用が認められている部分についても補償金の対象とすることには慎重な検討を要する。（国立国会図書館）

○ 公衆送信権の権利制限の部分や「一部分」を超える複写について補償金制度を導入する場合、実務上の運用が可能なシンプルな仕組みとすることが重要であるため、制度設計に際しては十分に協議したい。また、補償金の額は、利用者が許容できる額（それを負担してでも新たな権利制限を利用したいと思える額）にとどめることが重要。（国立国会図書館）

○ 補償金請求権については、様々なやり方が考えられるため、議論を続けることが必要。誰が補償金を負担するか、集められた補償金分配のシステムの構築等が課題となる。（日本図書館協会）

○ 適正な著作物使用料が著作権者に届くことは重要だが、館内での手渡し・郵送・電送、いずれも１部のコピーが利用者の手に渡ることに違いはなく、電送可能とすること自体が、著作権者の権利を大きく害することにはなる可能性は低い。（国公私立大学図書館協力委員会）

【権利者】

○ 図書館資料の送信サービスは原則としてライセンス契約により実施されるべきと考えるが、仮に補償金制度を設けるのであれば、利用条件の明確化及び表明保証の仕組みや技術的措置を講じ、財源確保に係る検討を十分に

した上で、従来の権利制限もカバーする補償金制度を導入することが望ましい。（学術著作権協会）

○ 紙よりも汎用性の高いデジタルデータが流通することにより、権利者の利益は大きく制限されることから、補償金制度などの手当てが必要。（日本写真著作権協会）

○ 現に書店等で流通しているものも対象に含む以上、出版活動への影響は直接的かつ甚大なものになるため、逸失利益を補填できるだけの額の補償金が必要。その対価は、出版物の販売額に準ずるものであるべきであり、また、その受益者として、著作権者のみならず明確に出版者を位置付けることが必要。（日本書籍出版協会・日本雑誌協会）

○ 従来からの複製も対象にするかどうか、補償金の実質的な負担者、などについては、関係者から幅広い意見を聴取の上で検討すべき。（日本新聞協会）

○ 補償金額は、権利者の利益が害される金額を全面的に補償するものでなければならない。複製権センターでの紙とデジタルの契約料金の対比に準じれば、その複写がデジタルで行われた場合、料金は紙の３倍とすべき。（日本美術著作権連合）

○ 補償金を創作者個人へ分配するためには、「利用報告（デジタルデータ化して送信し、利用に供した著作物の作品名と作者と出版社とページ数量）」が必須となるため、図書館に100%の利用報告の提出を義務づけることが前提条件となる。また、出版者に対しても適切な補償処置が執られるべき。（日本美術著作権連合）

（３）データの流出防止措置

【図書館等関係者】

○ 図書館等における送信後のデータは、次の同様の要求に迅速に応えるため、保存できる仕組みが望ましい。流出防止のための管理体制の構築を十分にとるように、図書館に促す。これまでも図書館では、利用者情報を厳

重に扱ってきたことから、十分なノウハウを持っていると考えられる。（日本図書館協会）

○ ユーザーによる不正拡散防止のための措置としては、現場で毎回契約をするのは運用コストがかかり現実的ではなく、また著作権法でルールを明示すると運用に柔軟性を欠く可能性があるため、利用者、図書館、権利者を代表する団体によるガイドラインを策定することが望ましい。（日本図書館協会）

○ 送信の形態やデータの流出防止措置を法令で規定することは、ＩＣＴ分野の発展が非常に速いこともあり、硬直化を危惧する。細かな条件については何らかの形で検討の場を設けて適宜修正することが現実的。（国公私立大学図書館協力委員会）※再掲

○ 施設ごとの対応は、更新される技術へのアップデートを含め、コスト的にも困難。（日本博物館協会）

【権利者】

○ 利用者がどのような目的で文献を取得するのかは必ずしも明確ではないため、例えば、ランダムなサンプリングによる確認などのデューディリジェンスの仕組みや研究利用において利用者の支援者（どの研究組織）の研究のために利用すること等についての表明保証の仕組みが必要。更に、カバーページ等に営利目的での利用は認められない旨を明確に記載すべき。（学術著作権協会）

○ 少なくともＩＤ・パスワードで管理されたサーバーへのアップロードや二次的な複製等を技術的に禁止する措置を講じた上でのメール送信など、セキュアな環境を整備することを条件付けるべき。システムおよびその運用についてのデータセキュリティ、プライバシーポリシー等はグローバルスタンダードに準拠すべき。（学術著作権協会）※再掲

○ ストリーミングであっても、再利用など二次流通させることは不可であることなどの注意書きをフッタなどに記載する、可視透かしを入れるなどして乱用防止措置をとることが必要。（日本写真著作権協会）

○ 送信後の流出防止策や、利用登録時の契約方法など万全の方策を講じることが制度スタート時に可能なのか、疑問。新聞デジタル版（電子版）から印刷した記事を送信する場合については、特に写真について、紙の新聞より鮮明な画像が送信されると予想されるため、流出防止の技術的措置が望まれる。（日本新聞協会）

○ 図書館等における送信後のデータ破棄は当然の責務である。また、ＰＤＦファイル等に有効な複製防止処置を講ずることは現実には困難である上、ユーザーがメールの転送により拡散させる可能性も考えると、実効性のある複製防止処置を講ずることは困難である。（日本美術著作権連合）

○ データが転送・プリントアウトされる可能性がある送信形態でないことの担保が必要。また、短編集やアンソロジーなどを送信する場合、１作品全文のダウンロードを可能とすべきでない。（日本文藝家協会）※再掲

（４）電子出版等の市場との関係

【図書館等関係者】

○ 電子出版等の市場の利益を不当に害しないようにしつつも、新たな権利制限規定の実効性を損なわないような調整を望む。（国立国会図書館）

○ 図書館として市場を阻害しないように十分に留意しつつ、コンテンツは同様のものであっても、使い勝手の良さ等から電子出版を利用するニーズは確実にあると考えられる。（日本図書館協会）

○ 出版市場を阻害することは図書館にとっても望ましいことではないが、仮に、コピーの電送が可能となることに伴い、電子での刊行がある場合には図書館で所蔵する冊子に掲載された同内容の著作物が権利制限から外れるということであれば、運用上の支障が極めて大きい。（国公私立大学図書館協力委員会）

【権利者】

○ ドキュメントデリバリー事業や出版サービスとの競合回避の要件を設けるのであれば、一部分の範囲をより限定したり（論文であればページ単位、

書籍であれば１章の半分など）、複数回の申請で結果全文が取得できてしまうことを回避する仕組みを設けるなどの設定を検討する必要がある。（学術著作権協会）

○ 既存の市場と競合し、権利者やドキュメントデリバリー事業者の正当な利益を害することのないよう、ドキュメントデリバリーサービスにより送信される資料は、送信対象資料から除外してほしい。（学術著作権協会）

○ 「一部分」要件について、今後もそれに基づいた運用が厳格になされることが必要。発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあってはその全部の複製が認められているが、専門雑誌では、バックナンバーが数年に亘って書店店頭で販売されていたり、電子配信によって創刊号から一記事単位で提供されていたりする。図書館から著作物全文が電子送信されるようになると、こうした商品は市場を全て失ってしまう。（日本書籍出版協会・日本雑誌協会）

○ 紙の新聞からコピー・スキャンした記事を送信することについては、連日申請してクリッピングのような使い方をする、連載記事をすべて入手する、といった利用がなされることが懸念。発行当日の新聞記事を送信することについてはより強く懸念している。こうした使い方は、販売している新聞に代替する恐れがある。（日本新聞協会）

○ 各新聞社が有料で提供する記事データベースサービスやフォトサービス等については、独立した市場を形成しているため、基本的に送信の対象外としてほしい。（日本新聞協会）

○ 電子データの提供であるから、「電子出版等の市場には影響を与えるが紙の出版物に対して影響を与えない（与えることが少ない）」というのは、全くの誤りである。「電子出版がなされていない場合に限定する」ことは無意味である。また、現在、電子出版されていない児童書や絵本についても、数年のうちには電子書籍化が進行することが強く予想されるため、現在電子書籍化されていない、電子書籍化の予定がないことをもって、電子データの提供の対象とすることは許されない。（日本美術著作権連合）

○　基本的に電子配信されている著作物に関してはそれを利用することを原則に、絶版、オーファンワークスなど著作者として利用可能にした方が望ましい事象に関しても、市場利用が可能になるよう整備を心掛けたい。（日本漫画家協会）

（５）主体となる図書館等の範囲

【図書館等関係者】

○　主体となる「図書館等」の範囲については、学校図書館、専門図書館、病院図書館等も含むことが望ましい。（日本図書館協会）

【権利者】

○　権利制限規定の拡大が許容される趣旨としては、図書館が「公共」セクターに属するものであるという要素が大きいため、図書館等の範囲を現行の３１条図書館から拡大することには慎重であるべき。（日本書籍出版協会・日本雑誌協会）

○　司書等による適否判断をきっちりと行う体制作りも、検討の前提として必須。（日本新聞協会）

○　対象著作物について、「研究のために提供を求めると考えられる学術書籍雑誌」に限定し、楽しみのために読まれる一般書籍は除外されるべきと考えており、それであれば、学術資料を持たない図書館は主体となりえない。また「知の殿堂」としての図書館の本来の役割に照らせば、全ての図書館が主体となるべきではない。（日本美術著作権連合）

（６）その他

【権利者】

○　権利制限を公衆送信にまで拡大するかどうか以前に、少なくとも法第３１条１項において、“営利目的”または“組織的な複製または頒布に関与する場合”は除外していることを明文化してほしい。（学術著作権協会）

○ 諸外国では日本国とは異なる著作権法が適用されていることも考慮すれば、日本国外への文献提供については、私的・研究利用または商用利用に係らず著作権者あるいは著作権者が任命した代理人（著作権機構や代理人）が直接管理すべき。（学術著作権協会）

○ （適切な運用を担保するための著作権教育等について、）出版界としても、著作権教育等に力を入れていくべきであると考えるが、本件は膨大な不法行為を誘引する危険性があるものであるから、単に教育・研修を充実すれば足りるというものではなく、送信形態や図書館等の範囲について適切な制限を設けることは必須。（日本書籍出版協会・日本雑誌協会）

○ 利用規約で公衆送信や譲渡を禁じている事例が相当数あるため、サービス提供社との調整・合意を実施の前提とすべき。（日本新聞協会）

○ 現行の第３１条第１項第１号においては、「その調査研究の用に供するため」、「公表された著作物」「その一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）」「一人につき一部」などの制限が付されているが、これらの要件が送信サービスについて設けられたとしても実際にはほとんど機能しないと考えられる。（日本美術著作権連合）

○ 仮に図書館に低廉な費用を支払うことにより、広く書籍雑誌の電子データの提供が行われるようになった場合、図書館が書籍雑誌の海賊版サイトの構築の手助けをすることになりかねない。（日本美術著作権連合）

○ 児童書では、一冊の中に、複数の作家による複数の作品が収録されているアンソロジーが多く存在する。その場合、個々の作品は、書籍の総ページ数の「一部」であるが、作品全体を複製してよいことにはならない。また、現在では、短編集に収録されている作品の一作品ごとに対価を定めて、希望するだけ購入できる電子書籍サービスも多く見受けられるようになった。従って、現行著作権法の「著作物の一部」を「書籍の一部」とするような改正は絶対に行われてはならない。（日本美術著作権連合）

（以上）